

# 東久留米市中小企業資金融資のあっせん

## (大規模小売店舗出店用) <詳細編> 令和8年度～

制度の概要、小口零細企業資金融資制度の違い等は概要編をご確認ください

### 注意事項

- ◇ 利率の適用は融資実行年月日の該当する年度となります。
- ◇ 原則、法人の場合は企業経営上責任のある役員の連携保証が必要です。  
ただし、東京信用保証協会等が指定する手続きを行う場合は不要です。
- ◇ 返済方法は割賦償還のみです。
- ◇ 各種納税証明書に滞納金がある場合は滞納分を支払った後、その支払ったことが証明できるもの（例：領収書）をお持ちください。

### 既に市の融資をご利用されている方の注意事項

- ◇ 融資の申込みは1原則事業者につき1契約のみです。  
しかし、以下の場合は重ねて申込み可能です。
  - ・既に利用している資金と同メニュー（運転資金・設備資金・併用資金のみ）
  - ・経営安定資金
  - ・中小企業資金融資と小口零細企業資金融資はそれぞれ申込み可能
- ◇ 返済中の融資も実行時の融資額を基準として、限度額に含めます。

取扱金融機関名	支店名	電話番号	
東和銀行	東久留米中央支店	042-477-8111	
	東久留米西支店	042-474-1311	
りそな銀行	東久留米支店	042-471-3201	
	東久留米滝山支店	042-471-7611	
きらぼし銀行	東久留米支店	042-473-5151	
	滝山支店	042-474-7211	
青梅信用金庫	東久留米支店	042-471-1811	
	小平支店	042-345-3411	
西武信用金庫	東久留米支店	042-475-5311	
	花小金井支店	042-463-2711	
多摩信用金庫	東久留米支店	042-477-2111	
	田無支店	042-463-1121	
	ひばりが丘支店	042-423-3111	
	花小金井支店	042-465-2233	
西京信用金庫	清瀬支店	042-492-5415	
飯能信用金庫	清瀬支店	042-495-2010	
	東村山支店	042-397-6060	
関係 機関	東京信用保証協会	立川支店	042-525-6621(代表)
	東京都農業信用基金協会		042-528-1360

【申込み・問い合わせ】東久留米市 地域振興課

☎ : 042-470-7743 ✉ : chiikishinko@city.higashikurume.lg.jp

# 東久留米市中小企業資金融資(大規模小売店舗出店用)

制度・条件	資金用途	要件 【概要編の要件P3-4を満たしていることが前提】	借受人負担利率 (契約利率・市利子補給)	限度額	融資期間 (うち据置期間)
<p><b>運転資金</b></p>	<p>事業に必要な原材料の仕入金および、給料の支払いに必要な資金等の流動的な資金</p>	<p>【法人・個人共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一事業を引き続き1年以上営んでいること</li> <li>・出店契約書等確認の取れる書類を添付すること</li> </ul> <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に引き続き1年以上本店所在地を有すること</li> </ul>	<p>1.075%</p> <p>(契約利率) 2.275% (市利子補給) 1.20%</p>	<p>700万円</p>	<p>7年以内 (6ヶ月)</p>
<p><b>設備資金</b></p>	<p>店舗、工場または倉庫の増改築および機械器具等の購入に必要な資金</p>	<p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に引き続き1年以上住所を有し、かつ事業所を市内または隣接5市(西東京、小平、東村山、清瀬、新座)に有すること</li> </ul>	<p>1.075%</p> <p>(契約利率) 2.275% (市利子補給) 1.20%</p>	<p>見積り金額が上限 (最大1,000万円)</p>	<p>7年以内 (6ヶ月)</p>

# ◆ 提出書類一覧

※各種証明書は、発行日より3か月以内の原本（最新年度版）をお持ちください。

必要区分		書類の名称	備考
法人	個人		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	東久留米市指定様式の制度融資申込書	市・産業政策課、取扱金融機関で配布 市ホームページから取得可能
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	法人市民税の納税証明書	市・納税課で発行
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市民税・都民税の納税証明書	市・納税課で発行
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	固定資産税の納税証明書 または 該当しない証明書	納税証明書：市・納税課で発行 該当しない場合：市・課税課で発行（課税台帳に無い事の証明）
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国民健康保険税の納税証明書 または 備考参照	市・納税課で発行 （他の保険に加入している場合は、加入状況が確認できるもの（例：資格確認証））
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	確定申告書の写し および 決算書の写し（直近のもの1期分）	税務署受領印のあるものまたは電子申告完了済みとあるもの
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	会社の登記簿謄本	田無登記所で発行
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民票	市・市民課で発行
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委任状	代理申請の場合に限る
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	【NPO法人の場合に限る】①事業報告書 ②計算書類(活動計算書・貸借対照表)および財産目録 ③年間役員名簿 ④社員のうち10人以上の氏名・住所を記載した書面	特定非営利活動促進法第28条に規定する書類
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	見積書	★設備資金、併用資金の場合に限る 発行企業の印があるもの（図面・カタログ等を添付すること）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	出店に伴う契約書の写し、 またはそれに準ずる書類の写し	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認めるもの	

## ◇ 法人のみ以下の連帯保証人に係る資料を提出が必要です。

連帯保証人も市税(市民税・固定資産税・国民健康税)の滞納がないことが要件です。

連 帯 保 証 人		
	書類の名称	備考
<input type="checkbox"/>	市民税・都民税の納税証明書	市・納税課で発行
<input type="checkbox"/>	固定資産税の納税証明書 または 該当しない証明書	納税証明書：市・納税課で発行 該当しない場合：市・課税課で発行（課税台帳に無い事の証明）
<input type="checkbox"/>	国民健康保険税の納税証明書 または 備考参照	市・納税課で発行 （他の保険に加入している場合は、加入状況が確認できるもの（例：資格確認証））
<input type="checkbox"/>	住民票	市・市民課で発行
<input type="checkbox"/>	「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書の写し（連帯保証人不要を希望する場合）	金融機関担当者にご相談のうえ作成したもの

※ 東久留米市以外で発行が必要な証明書があるときは、各市区町村等の担当課へお問い合わせください。